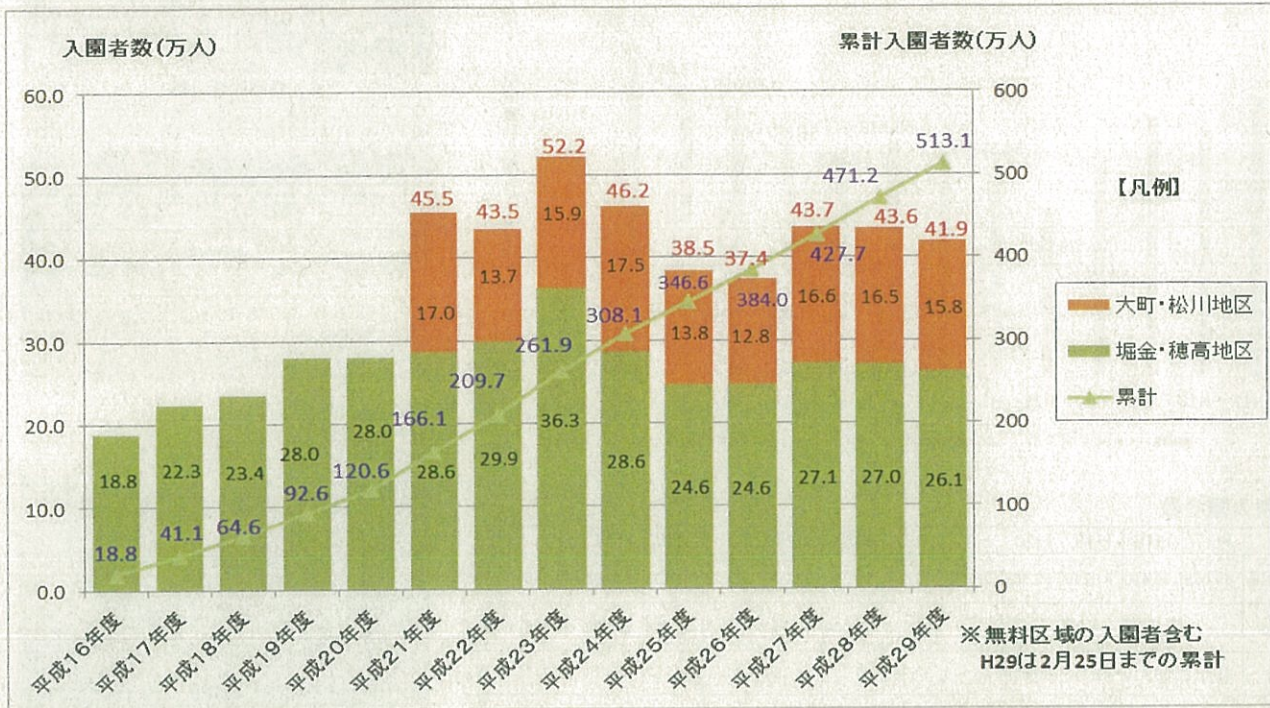


これまでの年度別利用状況の推移



- ・平成28年度入園者数43万6千人(0.4%減)
- ・平成29年度の入園者数は、約42万人(2月12日現在1.1%減)

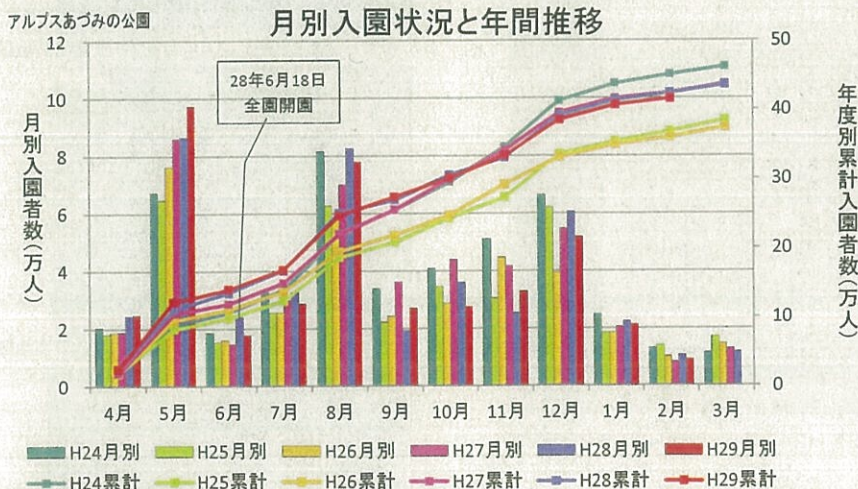


1

月別利用状況の推移



- ・4月、5月の入園者数は、過去最高を記録
- ・ゴールデンウィーク(4/27~5/8)の入園者数過去最高を記録
- ・7月中旬~8月中旬は天候不順、10月の台風21・22号による週末の天候不順、イルミネーションの入園者の低迷もあったが、昨年度よりやや減少(2月18日現在1.1%の減少)



▲春の花修景【堀金穂高地区】H28開園エリア



▲乳川 スplashバー【大町松川地区】



▲10/5 入園者累計500万人達成

地区別入園者数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
堀金穂高地区	286,488	246,169	246,219	271,019	270,172	261,391
大町松川地区	175,439	138,433	127,864	166,140	165,436	157,521
両地区合計	461,927	384,602	374,083	437,159	435,608	418,912

過去最高 52万人(H23)

※平成29年度は2月25日までの入園者数

1

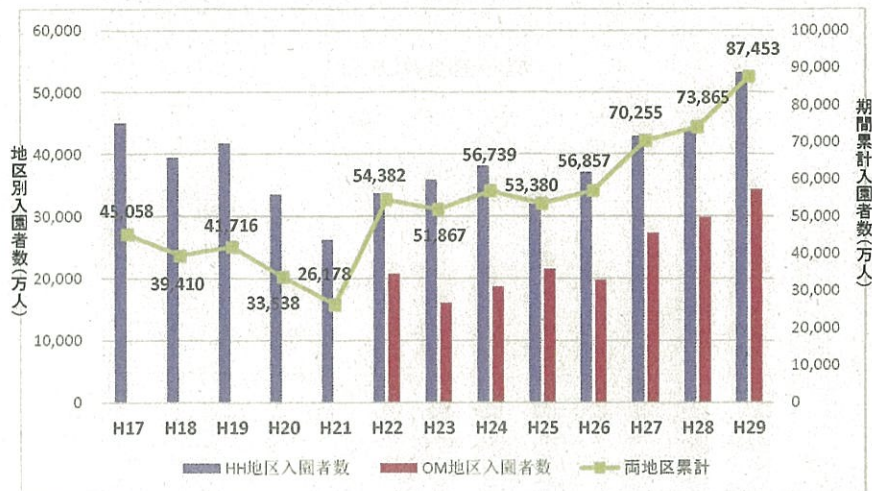
2

ゴールデンウィークの利用状況の推移



◆ ゴールデンウィーク期間の地区別入園者と年間推移

H29年度は両地区ともに過去最高を記録。昨年度より、約1.4万人増加



地区別入園者数

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
堀金穂高地区	45,058	39,410	41,716	33,538	26,178	33,686	35,867	38,099	31,919	37,103	37,103	29,856	53,190
大町松川地区	-	-	-	-	-	20,696	16,000	18,640	21,461	19,754	27,323	29,856	34,263
両地区合計	45,058	39,410	41,716	33,538	26,178	54,382	51,867	56,739	53,380	56,857	64,426	59,712	87,453

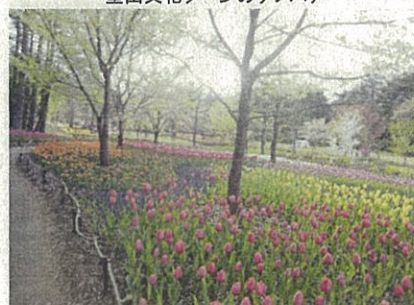
※ゴールデンウィーク期間 4月27日から5月8日までの12日間を集計



早春賦音楽祭



里山文化ゾーンの新ノハナ



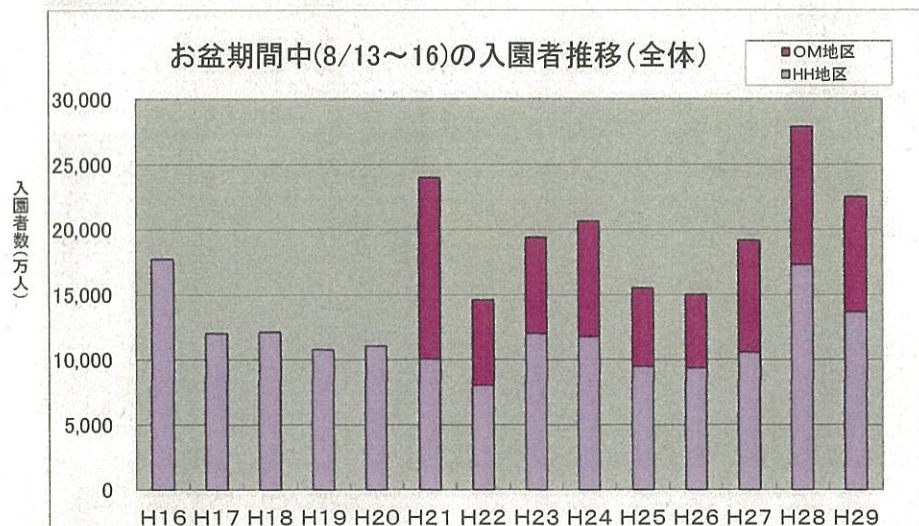
田園文化ゾーンのチューリップ

お盆期間中の利用状況の推移



◆ お盆期間中(8/13~16)の利用状況の推移

H29年度は天候不順であったが、過去最高のH28、H21のOM地区開園に次ぐ、過去3番目の入園者数を記録。



地区別入園者数(人)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
HH地区	17,717	11,999	12,102	10,770	11,042	10,065	8,020	12,016	11,785	9,471	9,381	10,561	17,306	13,659
OM地区	0	0	0	0	0	13,889	6,581	7,379	8,856	5,994	5,620	8,606	10,574	8,843
合計	17,717	11,999	12,102	10,770	11,042	23,954	14,601	19,395	20,641	15,465	15,001	19,167	27,880	22,502



スマイルミネーション(8/11~20)堀金穂高地区



ニジマスのつかみ取り(7/15~8/27)堀金穂高地区

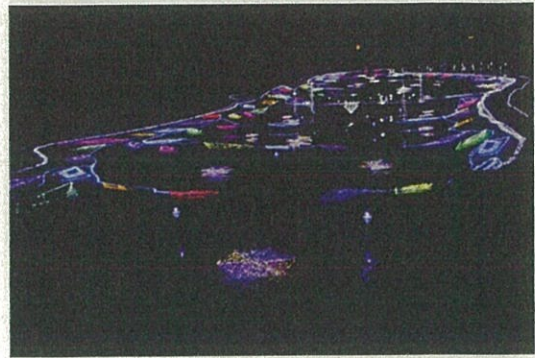
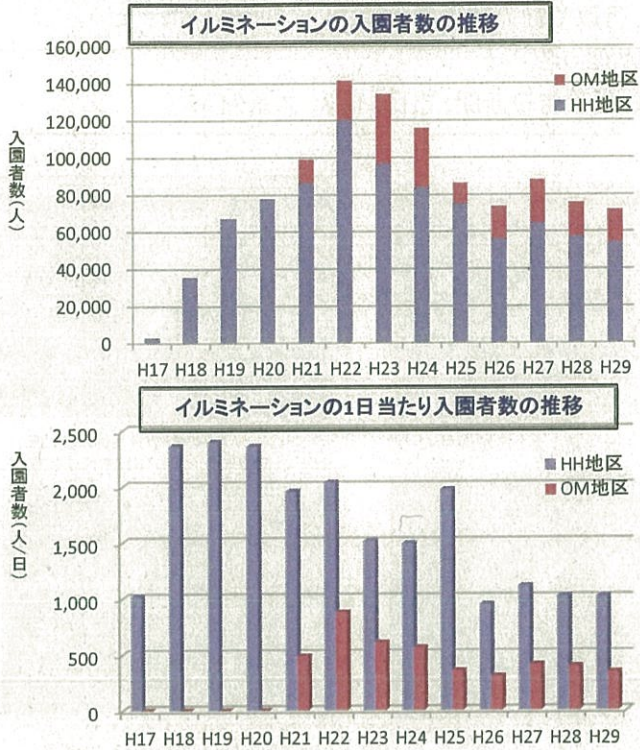


スプラッシュリバー(7/15~8/27)大町松川地区

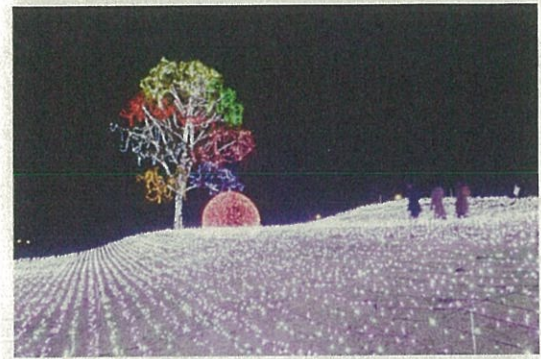


◆ 平成22年をピークに減少傾向

減少要因：県内各地にイルミネーションが開催され、年々規模も拡大傾向
 対応：ターゲットを明確にした装飾、広報の充実により、テレビ等の報道の拡大したが、クリスマス時期の悪天候もあり減少



堀金・穂高地区のイルミネーション(展望テラスより)

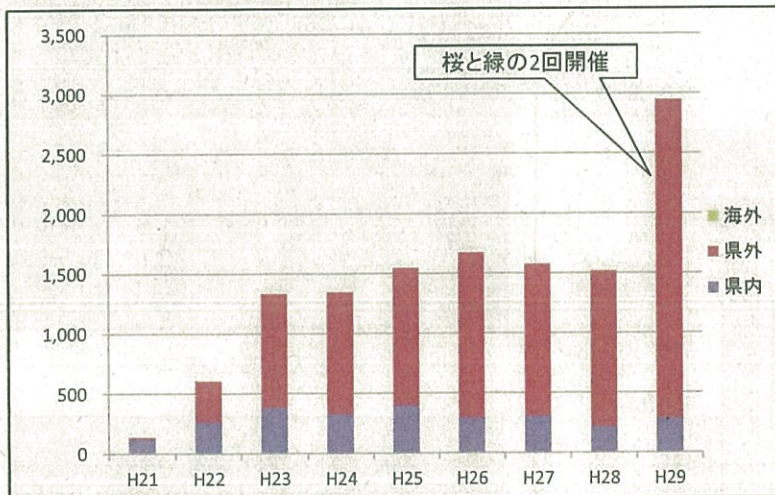


大町・松川地区のイルミネーション(入口広場)

アルプスあづみのセンチュリーライドについて



◆ AACRの参加者の推移



- ・参加者が年々増加し、参加が難しいイベントに
- ・H29年度より、4月、5月の2回開催
- ・**県外の参加者が約9割を占め、殆どが2泊滞在**
- ・新たに大町・松川地区でAAPE(3時間耐久)を開催



4/23 桜のセンチュリーライド



5/21 緑のセンチュリーライド



7/30 パークエンデュアロ(OM地区)

参加者の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
県内	112	260	380	327	396	289	306	212	281
県外	24	344	954	1,021	1,151	1,386	1,269	1,304	2,667
海外							3	3	
合計	136	604	1,334	1,348	1,547	1,675	1,575	1,519	2,948

他県からの参加状況

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
最北端	埼玉県	栃木県	栃木県	北海道	宮城県	北海道	北海道	宮城県	北海道
最南端	滋賀県	岡山県	福岡県	熊本県	福岡県	熊本県	大分県	大分県	熊本県

アルプスあづみのセンチュリーライド10周年記念フォーラム

サイクリストは、なぜ「松本・安曇野・北アルプス山麓」を目指すのか？

～バイク(自転車)から見える風景とその魅力とは～
興味のある方なら、どなたでもご参加できます。

日時 平成29年 11月10日(金) 14:00～

会場 松本市中央公民館Mウイング 6F
(〒990-0811 松本市中央1丁目18番1号)

プログラムスケジュール

14:00	オープニングトーク
14:00	セッション1 「アルプスあづみのセンチュリーライドの10年」 ～何をしていたか、何を目標とするのか～
14:30	セッション2 「AACR創生と地域ブランドの構築」 ～なぜ立ち上げたのか、どう構想したのか～
15:00	セッション3 「松本・安曇野・北アルプス山麓自転車シーン」 ～なぜここに至りに来たのか、どう充てているのか～
16:30	交流会(18:00～7:30)

■主催/アルプスあづみのセンチュリーライド実行委員会

目的: 地域みなさんに大会の参加者が増加すると共に、地域にサイクリストが増加し、地域への貢献を果たしていることを知って頂き、受け入れ側がどのように携わって行けば良いのかを、行政や観光関係者の皆さんに知って頂きたい。

参加者: 約120名

報道掲載: 信濃毎日新聞、市民タイムス、大糸タイムス



フォーラムの状況 松本市中央公民館(Mウイング)



セッション1 AACR実行委員長鈴木雷太氏(元Vノニ五輪代表、現:MTB日本代表監督)



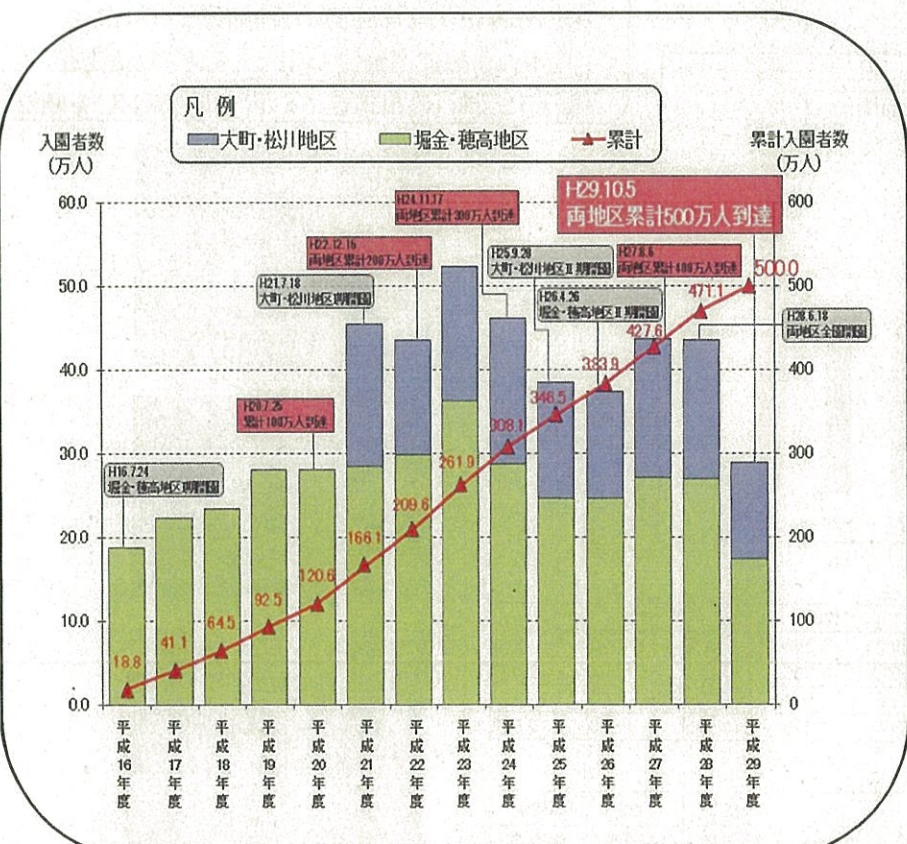
セッション2 AACR発起人 元国営アルプスあづみの公園事務所長湯澤将憲氏(現:都市計画課環境計画調整官)



会場前に過去10大会のパネルを展示

アルプスあづみのセンチュリーライド(AACR)のチラシ

累計入園者数が500万人達成！(平成29年10月5日)



500万人達成セレモニー



記念品の贈呈(園内で収穫したコシカリ)



日本とチェコ共和国の民交流に取り組む「スメタナ・リトミシュル会」(事務局:松本市)が、両国国交回復60周年を機に、大使の講演と一連行事として堀金・と高地区をご視察。

あづみの学校内の玄関のホール、理科教室の視察された他、社会科教室での蕎麦打ち体験、芸術教室での工作体験などされました。

参加者 : トーマシュ・ドゥプ大使、マルチナ様(奥様)、お子様(お二人)
チェコ共和国大使館 村上健太氏(通訳)
スメタナ・リトミシュル会 久保田嘉信会長、小口久光常務理事、会長奥様、他会員1名(女性)



中央口前:チョコレートコスモスの香りを確認



玄関ホール:ジオラマによる安曇野地域の説明



社会科教室:蕎麦打ち体験



芸術教室:工作体験



入口広場:参加者全員の記念撮影



大使より、記念品を大里副所長へ贈呈

平成 29 年 12 月 26 日
都 市 局
公園緑地・景観課

国営公園の更なる利用者数増加を目指した試行を開始します
～平成 30 年度より、「子ども料金の無料化」「大人料金の見直し」などを試行～

国土交通省は平成 30 年 4 月 1 日より、国営公園の利用者数の更なる拡大を図るため、「子ども料金の無料化」「大人料金の見直し」など入園料に関する試行を実施し、利用者の意向把握等を行うことで、適正な入園料の検討を進めます。

- 国土交通省では、国営公園等を訪れる入園者を平成 32 年度に 4,800 万人とすることを
目指し、魅力的な施設整備の推進や利用促進のためのソフト施策を展開しています。
- 今般、平成 30 年 4 月 1 日より、特にファミリー層を中心とした国営公園の利用促進
を図るため、子ども料金の無料化や大人料金の見直しなどの入園料改定に関する試行
を全国 12 公園において実施します。（詳細は、別紙参照）

	現状		試行
子ども入園料	80 円		無料
大人一般入園料※	410 円		450 円
団体料金	20 名以上 が対象		公共交通機関や旅行会社等が販売する 旅行商品に団体料金を適用
年間パスポート	一の公園で 使用可能		入園料を徴収する全ての国営公園で使 用可能
2日間通し券	(設定無し)		新たに設定(大人一般 500 円等)

※シルバー料金は変更なし

- 試行等に関する利用者の意向把握・近傍の類似施設の入園料等の実態把握を行うと
ともに、有識者による会議を設置の上で、試行結果を検証し、それぞれの国営公園で
提供しているサービス水準や地域性等の観点から、適正な入園料について更に検討し
ていきます。

*全国の国営公園に関する情報は国土交通省ホームページを御覧ください。

http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_kokuei/nihon/

問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 三井、平田

TEL：(03) 5253-8111 (内線 32942, 32944)、(03) 5253-8419 (直通)

FAX：(03) 5253-1593

国営公園入園料の改定に関する試行

別紙 1

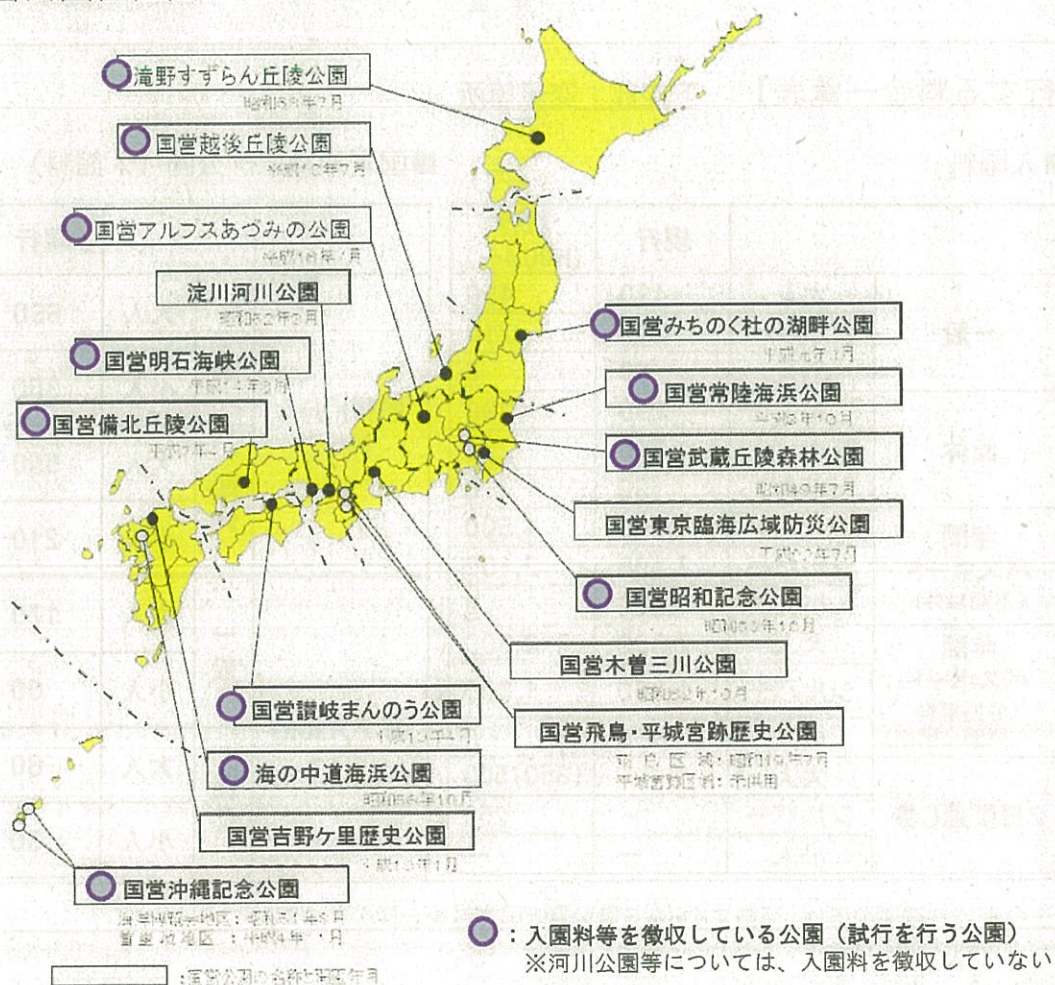
1. 試行期間
平成30年度（1年間）を予定

2. 主な試行内容

	現状	試行
子ども入園料	80円	無料
大人一般入園料※	410円	450円
団体料金	20名以上が対象	公共交通機関や旅行会社等が販売する旅行商品に団体料金を適用
年間パスポート	一の公園で使用可能	入園料を徴収する全ての国営公園で使用可能
2日間通し券	(設定無し)	新たに設定(大人一般500円等)

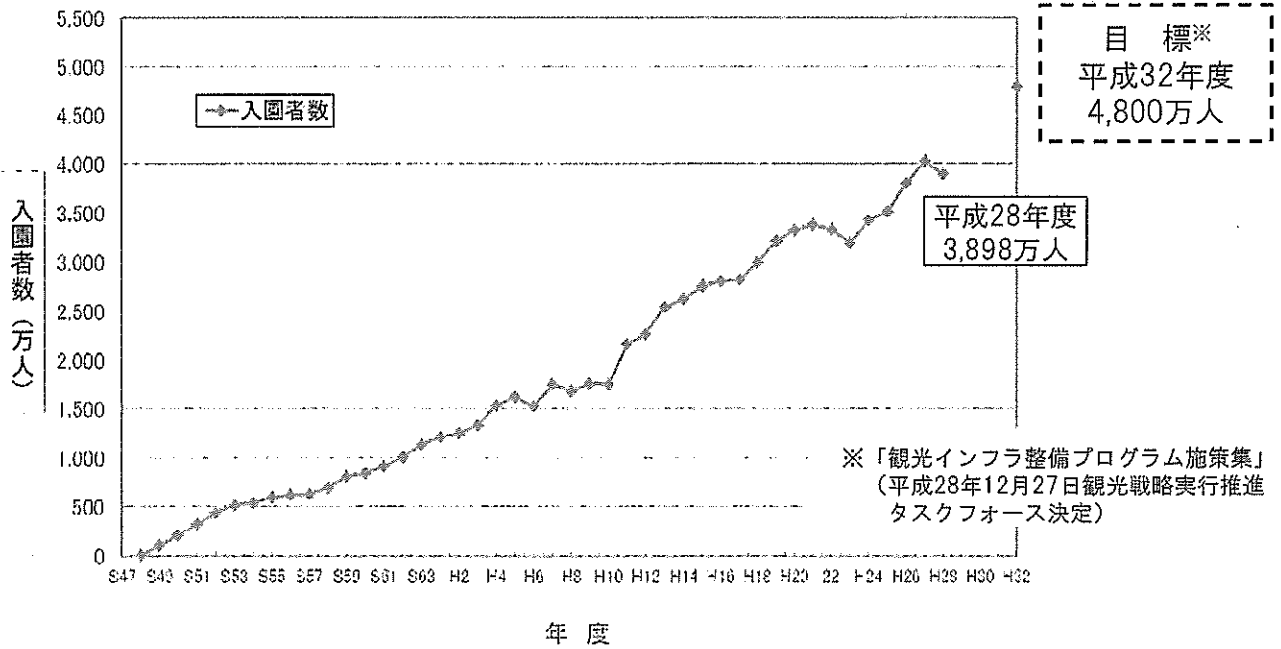
※シルバー料金は変更なし

3. 国営公園位置図



国営公園入園料の改定に関する試行

【国営公園の入園者数推移】



【試行する料金一覧表】 下線部：変更箇所

■入園料

(円)

		現行	試行 (H30.4~)
一般	大人	410	<u>450</u>
	シルバー	210	<u>210</u>
	小人	80	<u>0</u>
団体	大人	290	290
	シルバー	210	210
	小人	50	<u>0</u>
年間 パスポート (下記以外)	大人	4,100	<u>4,500</u>
	シルバー	2,100	<u>2,100</u>
	小人	800	<u>0</u>
年間 パスポート (冬期無料 開園公園※)	大人	2,600	<u>2,800</u>
	シルバー	1,300	<u>1,300</u>
	小人	500	<u>0</u>
2日間通し券	大人	—	(350) <u>500</u>
	シルバー	—	<u>250</u>
	小人	—	—

■国営沖縄記念公園 (入館料)

(円)

		現行	試行 (H30.4~)	
熱帯ドリーム センター	一般	大人	690	<u>760</u>
		小人	350	<u>0</u>
	団体	大人	550	550
		小人	210	<u>0</u>
海洋文化館	一般	大人	170	<u>190</u>
		小人	50	<u>0</u>
	団体	大人	80	80
		小人	30	<u>0</u>

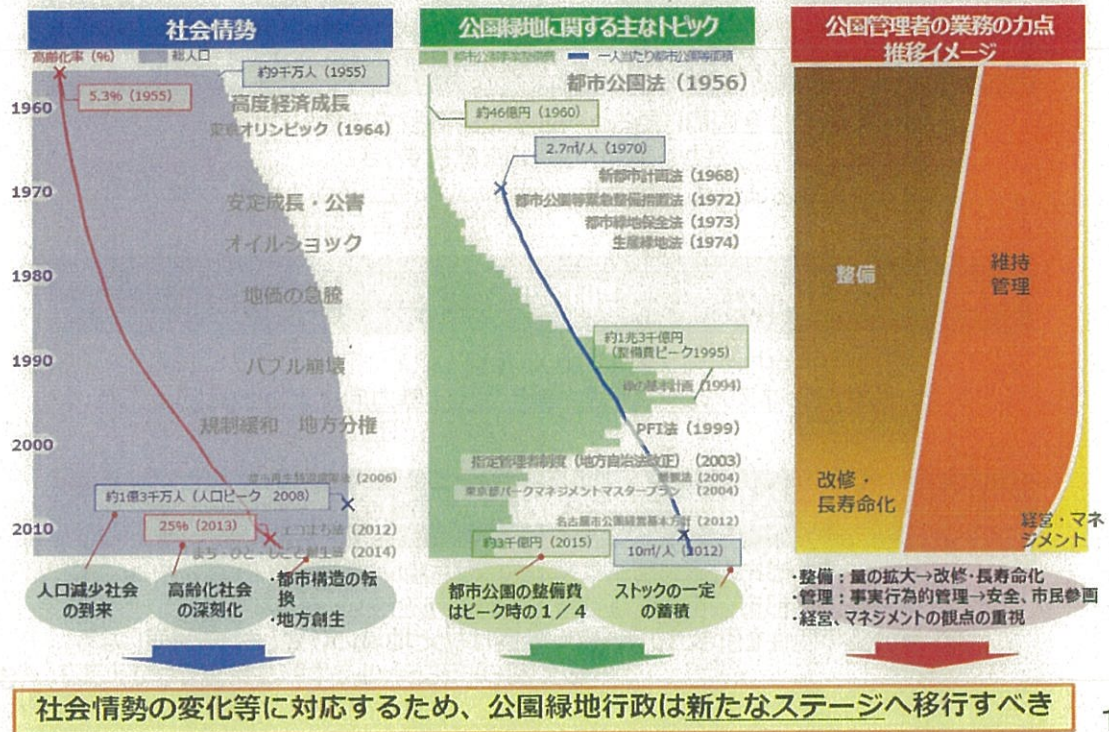
※冬期無料開園公園は、滝野すずらん丘陵公園と国営越後丘陵公園の2公園。

()内は団体料金

公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

法律改正の背景：社会情勢の変化と公園緑地行政の変遷



1

公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

新たなステージとは

これまでのステージ

経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ

新たなステージ

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、

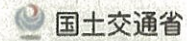
- 都市のため (持続可能で魅力あふれる高質都市の形成 など)
- 地域のため (個性と活力ある都市づくりの実現 など)
- 市民のため (市民のクオリティ・オブ・ライフの向上 など)

に最大限引き出すことを重視するステージに移行すべき。

公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

新たなステージで重視すべき観点



観点1：ストック効果をより高める

- 都市公園は全国的に見ると一定程度整備されてきた
- 今あるものをどう活かすか、という視点を重視すべき
- 都市公園を活性化する、また、必要に応じて再編するという考え方が重要
⇒公園管理者も資産運用を考える時代へ！

観点2：民間との連携を加速する

- 公共の視点だけでモノをつくらない、発想しない
- 民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立させる工夫を
⇒民がつくる、民に任せる公園があってもいい！

観点3：都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 画一的な都市公園の整備は× (とりあえず三種の神器 (砂場、滑り台、ブランコ) 等)
- 画一的な都市公園の管理は× (一律でボール遊び禁止 等)
- 公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要とされる財産になる
⇒公園のポテンシャルを柔軟な発想で引き出す！

3

公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

新たなステージに向けた国の取組：都市公園法の改正 国土交通省

新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、都市公園法を改正

1. 公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

2. PFI 事業の設置管理許可期間の延伸

3. 保育所等の占用物件への追加 (特区の全国措置化)

4. 公園の活性化に関する協議会の設置

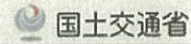
5. 都市公園の維持修繕基準の法令化

4

公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

Park-PFI創設の背景



- 都市公園のストックの増加 (1人当たり都市公園面積: 1.0㎡/人を超えている)
- 施設の老朽化、魅力の低下

- 一方、財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られており、公園整備、更新への投資もある程度限界がある

- 都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけでなく、民間の資金の活用をより一層推進することが必要

民間活力による新たな都市公園の整備手法を創設し、公園の再生・活性化を推進する

公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

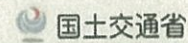
- ・広場等の公園整備を併せて行う収益施設 (カフェ、レストラン等) の設置管理者を公募選定する手続きの創設
- ・当該手続きに基づく場合、設置管理許可期間の延伸 (10年→20年)、建蔽率の緩和 等

5

公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

公募設置管理制度の特徴



公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設 (公募対象公園施設) の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設 (特定公園施設) の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とするとも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例1 設置管理許可期間の特例 (10年→20年)

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は20年
- ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない (設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間 (上限20年間) 内は更新を保証)

特例2 建蔽率の特例 (2%→12%)

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上昇

特例3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」(占用物件)として設置可能

＜制度を活用した公園整備イメージ＞



6

公募設置管理制度(Park-PFI)の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

用語説明

国土交通省

公募対象公園施設

⇒事業の核となる収益施設

○飲食店、売店等の公園施設^(※)であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

(※) 休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所

特定公園施設

⇒収益施設と一体的に整備される一般公園利用者向け施設

○公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設^(※)であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

(※) 全ての公園施設が対象

利便増進施設

⇒事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件

○自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの

7

公募設置管理制度(Park-PFI)の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

P-PFI活用のメリット

国土交通省

○P-PFIを活用することは、公園管理者、民間事業者、公園利用者にとって以下のようなメリットがある。

◆公園管理者のメリット

- ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる**財政負担が軽減**される
- ✓ 民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園の**サービスレベルが向上**する

◆民間事業者のメリット

- ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期になることから、**長期的視野での投資、経営が可能**となる
- ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を一体的にデザイン、整備できることで、**収益の向上にもつながる質の高い空間を創出**できる

◆公園利用者のメリット

- ✓ 飲食施設の充実など利用者向け**サービスが充実**する
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、**公園の利便性、快適性、安全性が高まる**

8

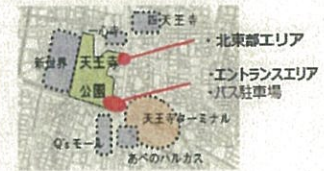
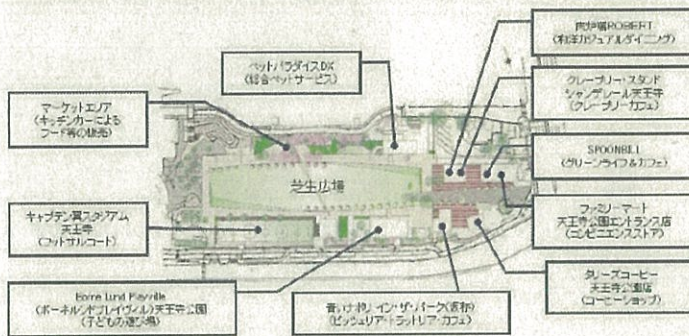
公募設置管理制度(Park-PFI)の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

参考事例1: 民設民営による都市公園の再整備事例(天王寺公園(大阪市)) 国土交通省

- 大阪市の天王寺公園では、エントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行うため、**エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者を公募**。
- 選定された事業者(近鉄不動産)が、カフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場(約7,000㎡)、園路等も事業者負担により整備し、平成27年から20年間の契約(協定締結)で公園の管理運営を実施している。

天王寺公園エントランス(てんしば) 平面図



レストラン・カフェ等

【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設: 公園・地域の活性化に資する運動施設、便益施設、教養施設(建築面積4,000㎡以下)
- 特定公園施設: 園路、広場(公共負担0を条件)
- 管理: 園路、広場は管理委託により事業者が管理

9

公募設置管理制度(Park-PFI)の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

参考事例3: 管理許可者の公募と併せて公共施設を整備: 山下公園(横浜市) 国土交通省

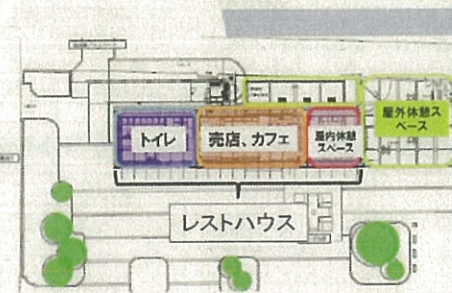
- 横浜市の山下公園では、利用者サービス向上及び公園の活性化を目的として、**市が整備したレストハウスへ管理許可に基づき出店する者を公募**。
- 選定された株式会社ローソンが、レストハウス内で売店、カフェを整備するとともに、一般公園利用者向け施設として屋内休憩スペース(遊具等)を整備し、平成19年7月より管理運営を実施。

【事業内容】

- ・提案対象区域面積: 約444.55㎡(建築面積)
- ・事業期間: 最長10年(当初5年、更新5年)

・整備・管理にかかる費用: 事業者負担(市所有施設の大規模修繕等を除く)

【対象区域】



【整備施設】



海

外観

屋内休憩スペース



カフェカウンター

屋外休憩スペース

【P-PFIに当てはめた場合】

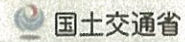
- 公募対象公園施設: 売店、カフェ(管理許可で内装整備)
- 特定公園施設: 屋内休憩スペース(公共負担0を条件)
- 管理: トイレと屋外休憩スペースの管理も一体で行うことを条件で公募

10

公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

民間事業者へのサウンディング(アイデア募集)事例



北九州市

○勝山公園を、小倉都心部のにぎわいづくりの拠点として一層活用するため、利用者の利便性を向上する公園施設を民間活力により整備するためのサウンディングを実施。



- 【公園施設設置の目的及び施設に期待する事項】**
- ① 飲食物販サービスの提供による公園利用者の利便性向上
 - ② 河川に面する良好な眺望景観を楽しめる休養スペースの設置による公園利用の快適性向上
 - ③ 安全安心、快適な公共トイレの設置
 - ④ 指定管理者や周辺施設と連携したイベント開催などによる賑わい創出
- (想定している施設)
- ・収益施設：カフェ、レストラン、コンビニエンスストア 等
 - ・公共部分：トイレ、休憩スペース (建物内) は必須。

横浜市

○横浜市の全部市公園を対象に、民間事業者等との対話により公園の賑わい創出、魅力向上を図る事業手法等のアイデアを募集するサウンディングを実施。



公園の魅力向上で横浜にもっと賑わいを！
公園でのビジネス・プログラム展開の可能性を調査します

市内の公園の活用について、民間事業者等の皆様との「対話」による「サウンディング型市場調査」を実施します。

- 【求める提案の内容】**
- 事業者が既存の公園施設を活用したり、あらたな公園施設 (建築物・工作物等) を設置したりするなどし、公園や周辺地域の魅力向上に資するもの
- 施設設置を伴わないプログラムのみ提供する提案も可能 (聞き取り想定項目)
- 事業の内容 (実施内容、対象者、予想客数、収益モデル等)
 - 事業候補地となる公園名 (未定でも可)
 - 公園や周辺地域の魅力向上、賑わい創出への視点
 - 周辺地域との連携や地元調整への対応
 - 横浜市に対して支払う使用料の想定

11

公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

(都市公園法改正のポイントの抜粋)

P-PFIの支援制度①「官民連携型賑わい拠点創出事業」(社会資本整備総合交付金) 国土交通省

○民間資金の活用による効率的な公園施設の整備を推進するため、新たに創設する公募設置管理許可制度に基づき選定された民間事業者が行う園路、広場等の特定公園施設の整備に要する費用のうち地方公共団体が負担する金額の1/2を社会資本整備総合交付金により国が支援する「官民連携型賑わい拠点創出事業」を創設する。

事業イメージ



事業要件

交付対象	地方公共団体
面積要件	面積0.25ha以上の都市公園
国費対象基礎額	民間事業者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する額の1/2
事業費要件	公募の結果、公共部分整備費の積算額に対して、地方公共団体の負担金額が1割以上削減されること

補助対象額のイメージ

		財源	整備費
国: 1/2	特定公園施設整備費の1割以上	地方公共団体の負担額	特定公園施設 (公共部分) の整備費
		民間資金 (事業収益)	公募対象公園施設 (収益施設) 整備費

12